

相談窓口一覧

・薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市の区域内で小規模な建築物の場合は、市が相談窓口となる場合があります。

区 域	提出先	業務区分	電話番号
鹿児島市	鹿児島市建築指導課	全て	099-224-1111
日置市，いちき串木野市及び鹿児島郡	鹿児島地域振興局建設部土木建築課	全て	099-805-7336
枕崎市，指宿市，南さつま市及び南九州市	南薩地域振興局建設部土木建築課	全て	0993-52-1395
薩摩川内市	薩摩川内市建築住宅課	建築基準法第42条第1項第五号及び第6条第1項第四号建築物で法第43条第2項第一号の認定並びに法第43条第2項第二号の許可に限る。	0996-23-5111
阿久根市，出水市，薩摩川内市（市の業務区部分を除く），薩摩郡及び出水郡	北薩地域振興局建設部土木建築課	薩摩川内市の業務区分を除く全て	0996-25-5292
霧島市	霧島市建築指導課	建築基準法第42条第1項第五号及び第6条第1項第四号建築物で第43条第2項第一号の認定に限る。	0995-45-5111
霧島市（市の業務区部分を除く），始良市及び始良郡	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課	霧島市の業務区分を除く全て	0995-63-8371
伊佐市	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在	全て	0995-23-5155
鹿屋市	鹿屋市建築住宅課	建築基準法第42条第1項第五号及び第6条第1項第四号建築物で第43条第2項第一号の認定に限る。	0994-43-2111
鹿屋市（市の業務区部分を除く），垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡	大隅地域振興局建設部土木建築課	鹿屋市の業務区分を除く全て	0994-52-2188
西之表市及び熊毛郡（屋久島町を除く）	熊毛支庁建設部建設課	全て	0997-22-1867
屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所建設課	全て	0997-46-2213
奄美市及び大島郡（徳之島町，天城町及び伊仙町を除く）	大島支庁建設部建設課	全て	0997-57-7344
徳之島町，天城町及び伊仙町	大島支庁徳之島事務所建設課	全て	0997-82-1251